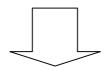
金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書」のポイント

現行制度

- 1 信託業法において受託可能財産を列挙
- 2 現在、信託業の担い手は金融機関



1 受託可能財産の範囲の拡大

財産権一般を受託可能化

2 信託業の担い手の拡大

基本的考え方

金融機関以外の参入を可能にするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備

主なルール整備

参入基準

・信託会社の業務内容に応じ区分: ・参入基準の内容:

)維持管理型

)流動化型 収支見込み

) 運用管理型 人的構成

参入資格(免許制等)

最低資本金

組織形態

- ・株式会社が基本
- その他の組織形態については必要性・妥当性を踏まえ検討

 (注)なお、TLO (Technology Licensing Organization) については、積極的に検討

 行為規制等
- ・財産的規制 ・説明義務及び不当勧誘の禁止 ・監督規制 等 ディスクロージャー
- ・市場への情報開示・取引の相手方への情報開示受託者責任
- ・善管注意義務 ・忠実義務 ・分別管理義務 等 その他
- ・ 信託契約の取次ぎを行う者の範囲の弾力化
- ・ 信託業務の第三者委託に関するルール整備 等